



成年後見制度利用促進に係る取組状況等について

令和 6 年 3 月 2 2 日

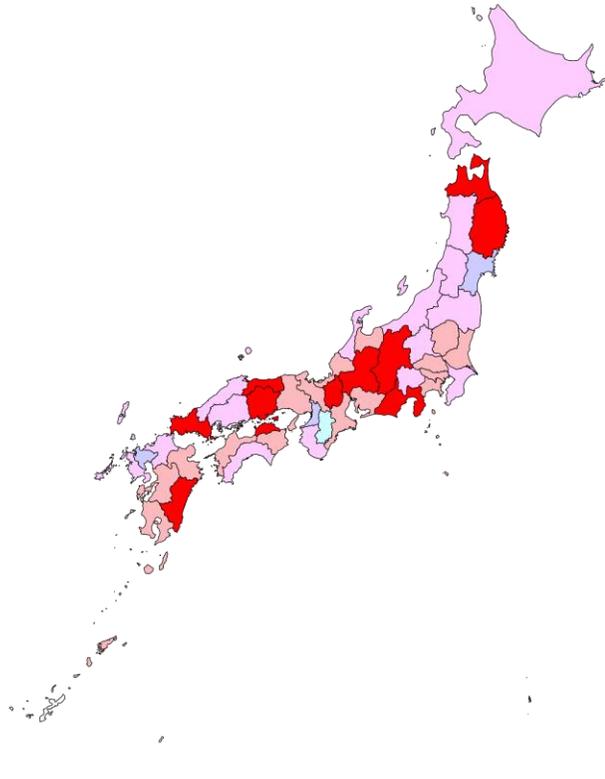
厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

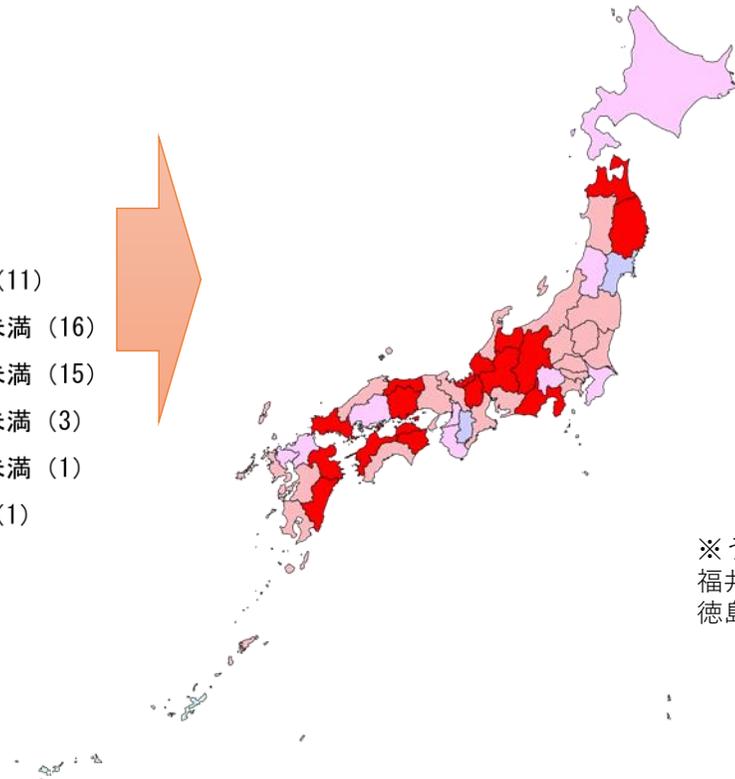
- 成年後見制度利用促進の体制整備の状況について

中核機関整備済みの市町村の割合
(令和4年4月1日時点)

中核機関整備済みの市町村の割合
(令和5年4月1日時点)



- 80%以上 (11)
- 50~80%未満 (16)
- 30~50%未満 (15)
- 20~30%未満 (3)
- 10~20%未満 (1)
- 10%未満 (1)



- 80%以上 (16)
- 50~80%未満 (19)
- 30~50%未満 (9)
- 20~30%未満 (2)
- 10~20%未満 (1)

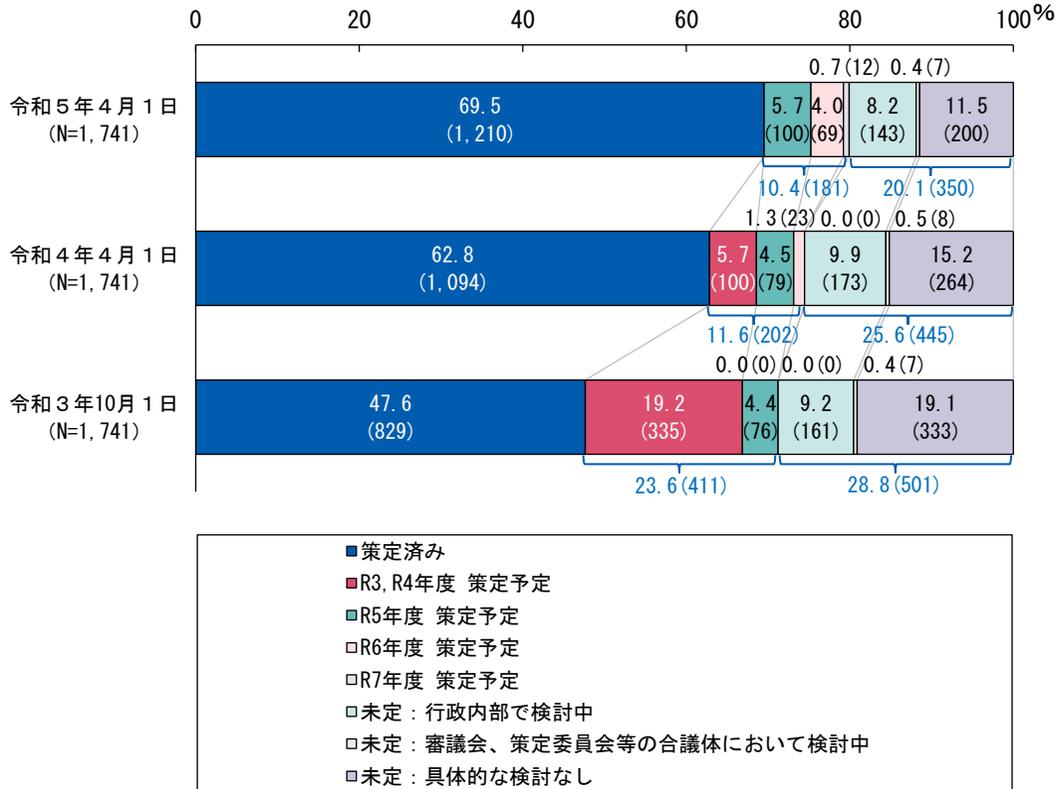
※うち100%は、
福井県、滋賀県、鳥取県、岡山県
徳島県、香川県、宮崎県

2 市町村計画の策定状況

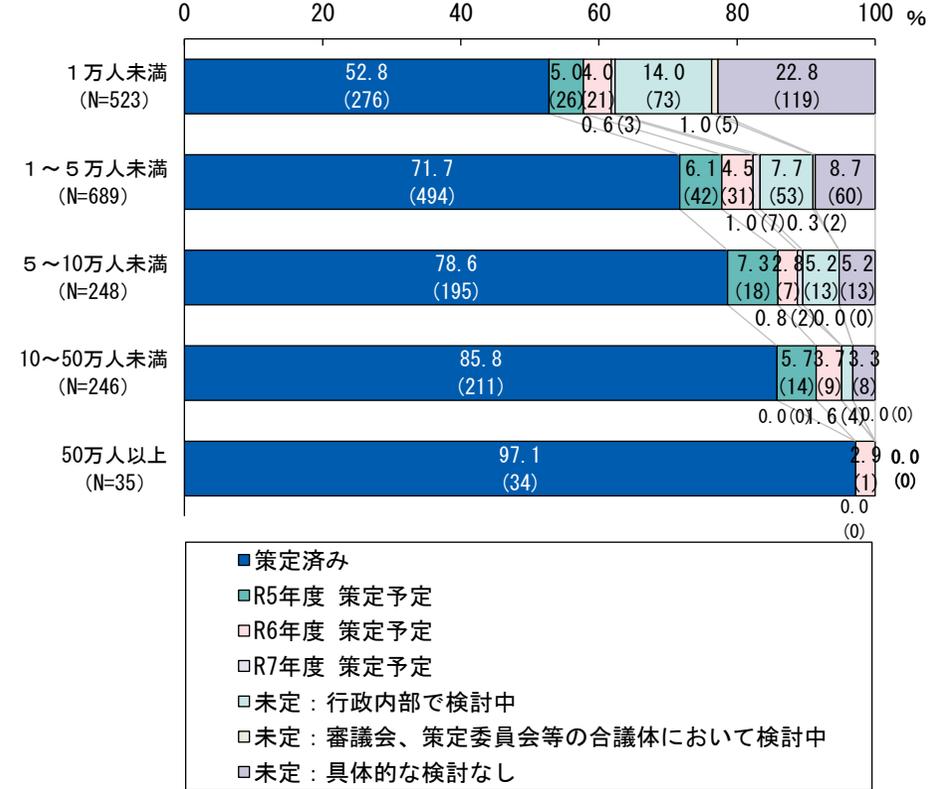
<策定済 (R5.4時点) : 1,210市町村 (69.5%) ⇒ 策定済+策定見込あり:1,391市町村 (79.9%) > 【令和6年度末KPI : 1,741市町村】

市町村
調査

●市町村計画の策定状況、策定（予定）時期<全体>

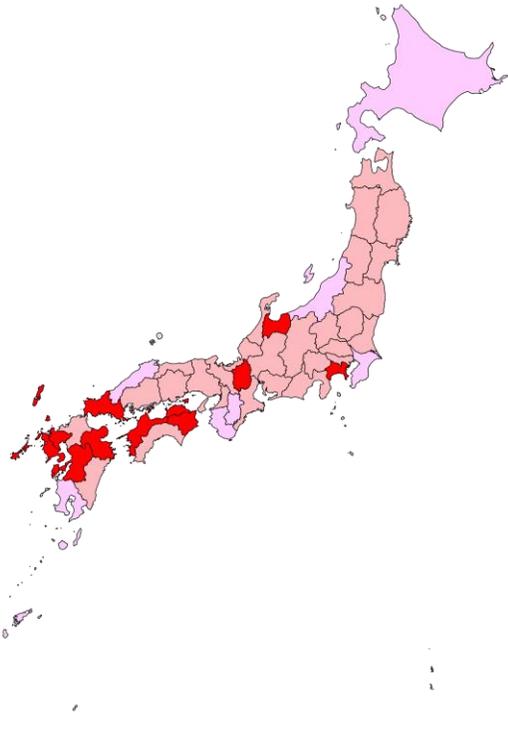


●市町村計画の策定状況、策定（予定）時期<自治体規模別>

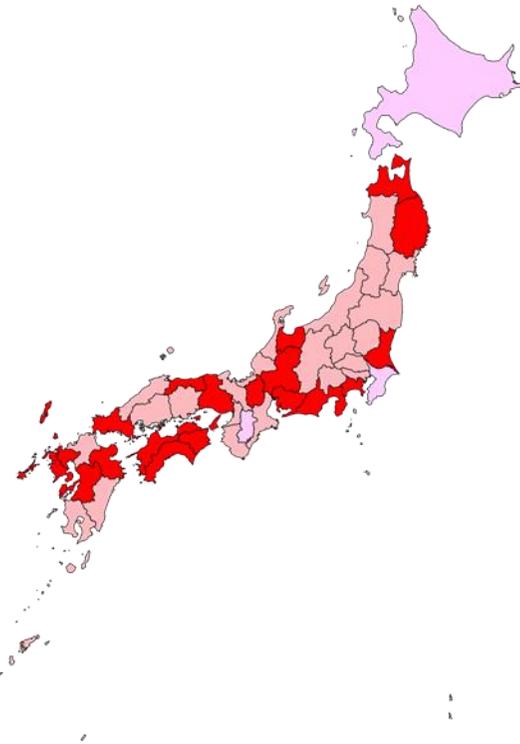


市町村計画策定済みの市町村の割合
(令和4年4月1日時点)

市町村計画策定済みの市町村の割合
(令和5年4月1日時点)



- 80%以上 (11)
- 50~80%未満 (28)
- 30~50%未満 (7)
- 20~30%未満 (1)

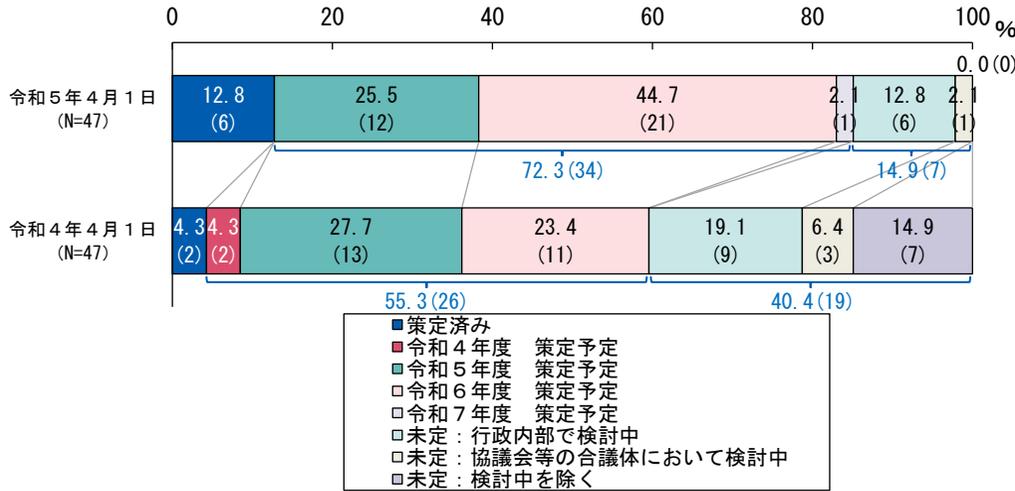


- 80%以上 (20)
- 50~80%未満 (23)
- 30~50%未満 (4)

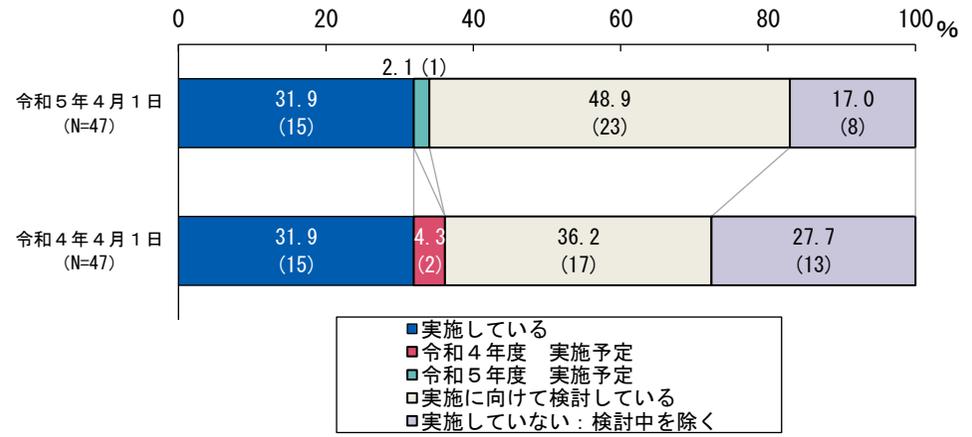
※うち100%は香川県のみ

3 都道府県の実施状況※ ※ 令和6年度末までのKPIが設定されている取組に限る

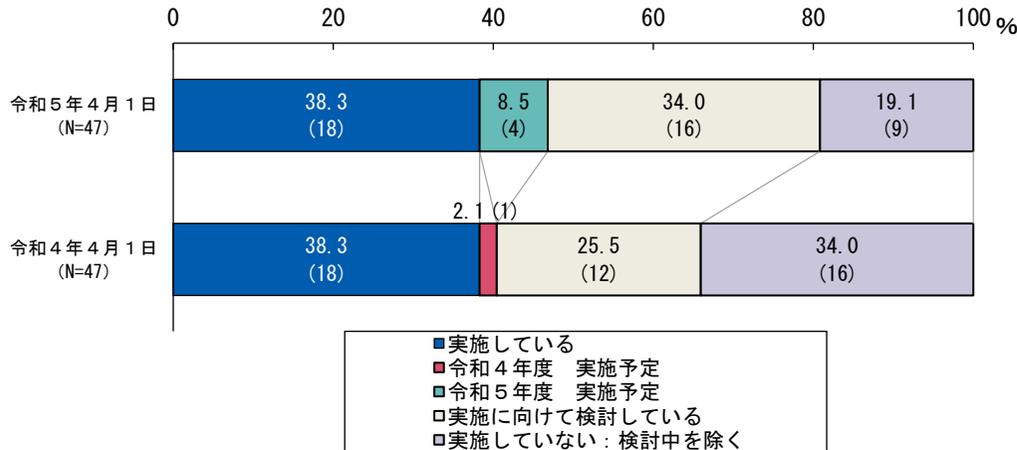
● 都道府県による担い手の育成方針の策定状況



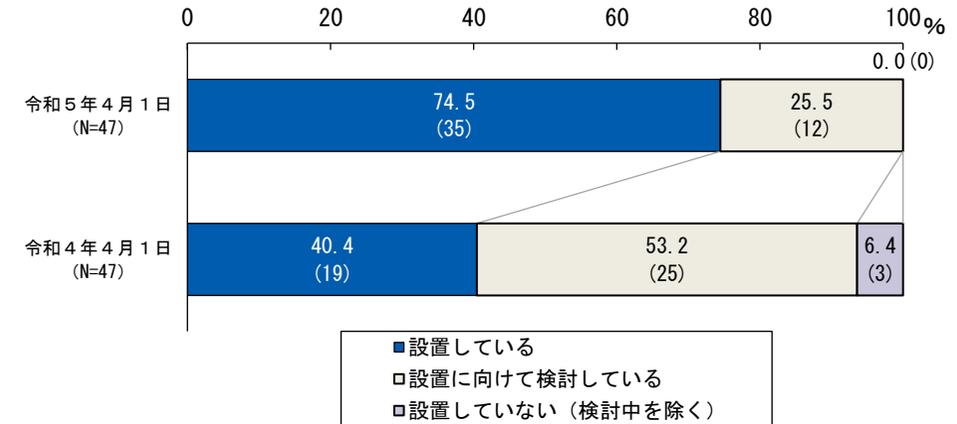
● 都道府県における市民後見人養成研修の実施状況



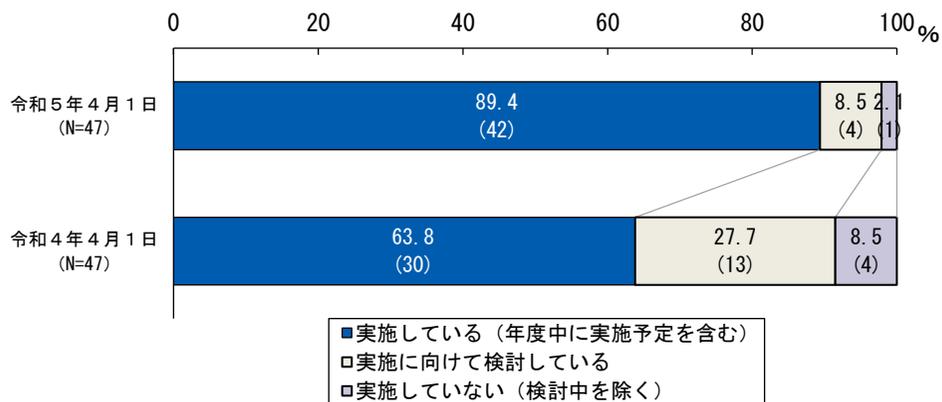
● 都道府県における法人後見の担い手養成研修の実施状況



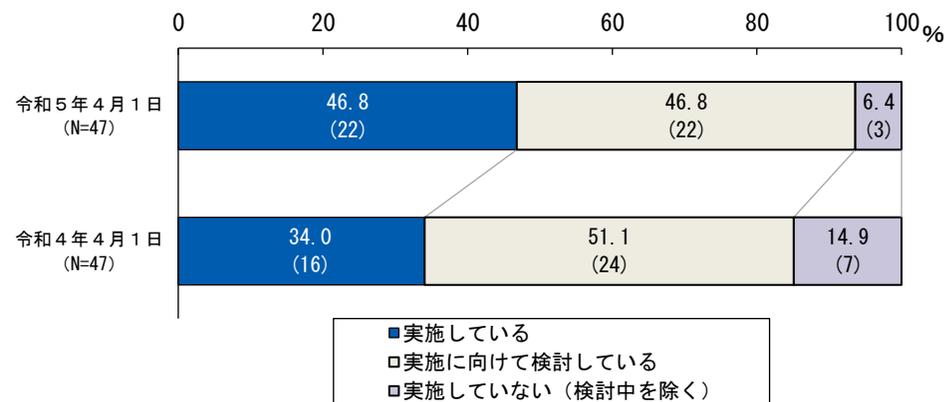
● 都道府県単位の協議会の設置有無



●都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施状況



●都道府県による意思決定支援研修の実施状況

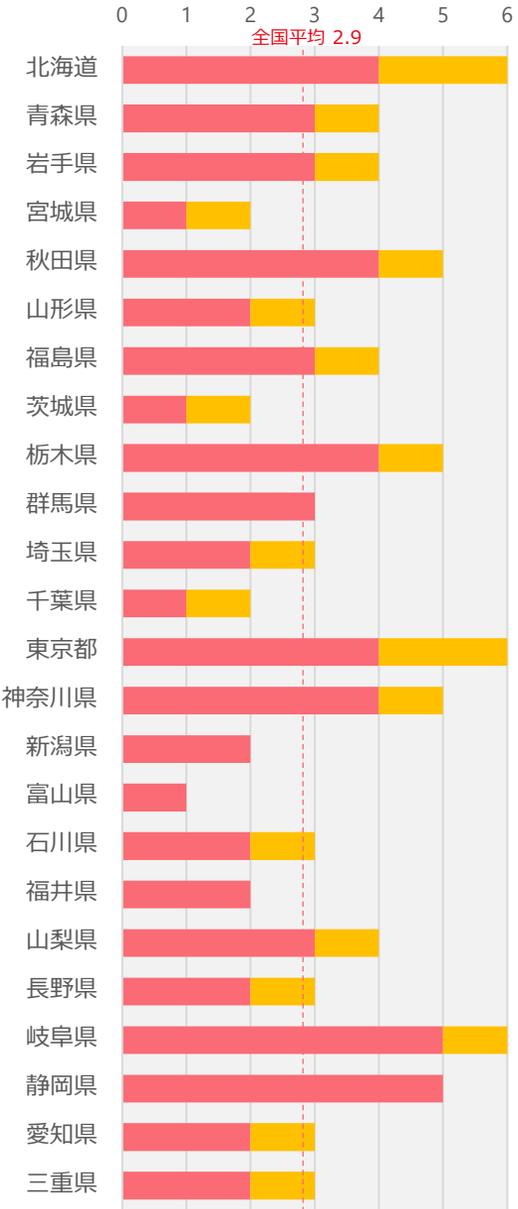


(参考) 都道府県別のKPI達成状況

<策定又は実施済 (R5.4 時点) の平均取組数 : 2.9取組 ⇒ 策定又は実施予定あり (R5.4 時点) の平均取組数 : 3.8取組>

■ 令和5年4月1日時点で策定 (実施) 済み

■ 令和5年4月1日時点で策定 (実施) 予定あり



都道府県名	達成項目数 (予定を含む)	①担い手の 育成方針 の策定	②市民後見人 養成研修 の実施	③法人後見 実施団体の 養成研修 の実施	④市町村長 申立てに 関する研修 の実施	⑤協議会設置	⑥意思決定 支援研修 の実施
北海道	6	○	◎	○	◎	◎	◎
青森県	4	○			◎	◎	◎
岩手県	4	○			◎	◎	◎
宮城県	2	○					◎
秋田県	5	○		◎	◎	◎	◎
山形県	3	○			◎	◎	
福島県	4	○			◎	◎	◎
茨城県	2	○			◎		
栃木県	5	○		◎	◎	◎	◎
群馬県	3	◎		◎	◎		
埼玉県	3	○			◎	◎	
千葉県	2			○	◎		
東京都	6	◎	○	○	◎	◎	◎
神奈川県	5	○	◎	◎	◎	◎	◎
新潟県	2				◎	◎	
富山県	1				◎		
石川県	3	○			◎	◎	
福井県	2				◎	◎	
山梨県	4	○	◎		◎		◎
長野県	3	○				◎	
岐阜県	6	○	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	5	◎	◎		◎	◎	◎
愛知県	3	○			◎	◎	
三重県	3	○		◎	◎		
滋賀県	4	○			◎	◎	◎
京都府	5	○		○	◎	◎	◎
大阪府	4	◎		◎	◎	◎	◎
兵庫県	3	○			◎	◎	
奈良県	6	○	◎	◎	◎	◎	◎
和歌山県	3	○			◎	◎	
鳥取県	4		◎	◎			◎
島根県	2				◎	◎	
岡山県	3	○	◎		◎		
広島県	3	○		◎		◎	
山口県	4	○			◎	◎	◎
徳島県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
香川県	3	○	◎	◎	◎	◎	◎
愛媛県	6	○			◎	◎	◎
高知県	3	○			◎	◎	
福岡県	5	○	◎		◎	◎	◎
佐賀県	2	○		◎			
長崎県	5	○	◎	◎		◎	◎
熊本県	5	○	◎	◎	◎	◎	◎
大分県	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎
宮崎県	6	○	◎	◎	◎	◎	◎
鹿児島県	2	○			◎		
沖縄県	1				◎		
達成項目数 (予定を含む)	-	40	16	22	42	35	22

※◎：令和5年4月1日時点で策定済み/実施済み
 ※○：令和5年4月1日時点で策定予定あり/実施予定あり
 ※空欄：検討中/策定予定なし/実施予定なし
 ※ただし、④のみ「令和5年度中に実施予定」の場合も「◎」と記載している。
 ※⑤⑥においては、実施（設置）予定ありの場合も、実施（設置）済みでなければ「空欄」とする。

- 地域連携ネットワークづくりに関する取組について

地域連携ネットワークづくりに関する厚生労働省の取組の概要

- 厚生労働省では、すべての市町村において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指し、中核機関の整備や市町村計画の策定といった市町村の体制整備を推進する取組を実施。
- 引き続き、これらの取組を進めるとともに、第二期計画でK P Iが掲げられた都道府県の機能強化や担い手の確保・育成等に資する取組をさらに推進する。

市町村の体制整備の推進に関する取組

- ① [市町村・中核機関職員向け研修（基礎・応用）、都道府県職員・専門アドバイザー向け研修](#)の実施（令和元年度～）。
- ② 市町村の実践例等を紹介する[「市町村セミナー」の開催](#)（平成30年度～）。
- ③ 市町村・中核機関等から[体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口（K-ねっと）」](#)を全社協に開設（令和2年度～）。
- ④ 市町村職員等が、全国の[取組状況の検索や情報交換、研修の動画・資料を活用できる「ポータルサイト（成年後見はやわかり）」](#)を開設（令和2年度～）。
- ⑤ 「体制整備の手引き」「実務の手引き」「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」「市町村計画策定の手引き」「都道府県による市町村支援ガイド」の作成（平成29年度～）。[「47都道府県 中核機関の取組事例集」の作成](#)（令和5年度）。
- ⑥ 市町村等に最新の動向を周知する[「ニュースレター」の発行](#)（平成30年度～令和5年度で、第35号まで発行）。

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- ① 市町村・都道府県に対して、第二期計画の施行通知及びKPIの考え方を示す事務連絡を発出。
- ② 都道府県の機能強化を図るための研修カリキュラム等の作成（令和3年度）。[都道府県による市町村支援の取組を推進する補助事業](#)の創設、都道府県による市町村支援に関する取組報告や情報交換・意見交換の場として[「都道府県交流会」の実施](#)（令和4年度～）。
- ③ 都道府県等が研修を実施できるようにすることを目的とした「意思決定支援研修」の実施（令和2～3年度）。
また、[厚生労働省による研修指導者の養成及び都道府県による意思決定支援研修の実施を推進する補助事業](#)の創設（令和4年度～）。
その他、[各種意思決定支援に係るガイドラインに共通する理念や考え方を整理した研修資料・動画](#)を作成。（令和4・5年度）。
- ④ 日常生活自立支援事業の効果的な実施方策の検討を行う研究事業の実施（令和4年度）。
- ⑤ 意思決定支援や身上保護の内容を含める等した、[「市民後見人養成研修カリキュラム」を見直し、通知発出](#)（令和5年度）。
- ⑥ [都道府県による法人後見養成研修事業を、新たに国庫補助対象に追加](#)（令和5年度）。
- ⑦ 成年後見制度利用支援事業の適切な実施について調査、通知発出（令和4年度）。[市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について、事務連絡を発出し、参考となる他の自治体の市町村長申立マニュアルや都道府県・市町村の取組に関する参考事例集等を周知](#)。（令和5年度）

成年後見制度利用促進体制整備研修等の実施【令和元年度～】

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる市町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員・専門アドバイザー向け研修、後見人等への意思決定支援研修を実施。
- 令和元年～5年度の5か年で、**延べ8,273名が受講**した。令和2年度からオンラインにて実施したことにより受講者数が増加。
- 都道府県の支援体制強化のため、都道府県担当職員・アドバイザー向け研修においては、都道府県にて研修実施ができるように意思決定支援研修担当を新たにプログラムを変更して実施。
- 親族後見人、市民後見人等も対象とした「後見人等への意思決定支援研修」については、令和2年度（都道府県は令和4年度）から実施。令和4年度までに**延べ6,761名が受講**した。

		基礎研修	応用研修	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修	後見人等への意思決定支援研修	
対象		市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員、体制整備担当アドバイザー、権利擁護支援担当アドバイザー、意思決定支援研修担当、希望する市町村、中核機関等の職員	親族後見人、市民後見人、専門職後見人、市区町村職員、中核機関職員、意思決定支援に関わる関係者、等	
手法等 (R5)		<ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド配信 ・ライブ配信（3日間×2回） <small>※R4より、ライブ配信日の受講が難しい方向けコースを設定</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド配信 ・ライブ配信（3日間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド配信 ・ライブ配信 （対象別演習1日×4回、総合演習1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブ配信（半日） 	
内容等		<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。 ○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、相談、市町村における協議会運営等に関する事例を踏まえた演習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。 ○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。任意後見・補助・保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ R4～都道府県の支援体制強化のため内容を充実。各役割を理解することを目的として実施。 ○ 具体的には、研修企画、市町村支援、担い手の育成方針、地域連携ネットワーク、都道府県協議会、権利擁護支援の相談、ケース会議等に関する事例を踏まえた演習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後見事務に携わる方を対象に、後見事務における意思決定支援等の理解を目的として実施。 ○ 法的根拠やガイドラインについて、事例を踏まえた講義・演習を実施。 	
延べ受講者数	R元	651名	447名	81名		
	R2	1,058名	881名	104名		
	R3	355名	556名	115名		
	R4	1,164名 <small>(うち ライブ配信受講が難しい方向け 466名)</small>	651名	310名 <small>(うち 意思決定支援指導者養成研修 87名)</small>	539名	1,544名
	R5	1,133名 <small>(うち ライブ配信受講が難しい方向け 466名)</small>	523名	244名	534名	調査予定
	合計	4,361名	3,058名	854名	5,751名	1,544名

※R2～R5については、オンライン実施のため、受講者数は受講決定者数を記載。

権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営【令和2年度～】

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、相談窓口（愛称：K-ねっと）を全国社会福祉協議会に設置。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）や自治体職員などのアドバイザーや、専門相談員（成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士）の助言を受けながら、相談に応じている。
- **相談実績**（R5.4.1～R6.1.31）**154件**（うち、電話相談 84%（130件）、メール相談 16%（24件））となっている。
- 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報・啓発事業として、全国セミナーを毎年回開催している。令和5年度の受講者数（オンライン・YouTube）は、計 1,086名であった。
- 多く寄せられる相談を「FAQ」としてまとめ、「都道府県交流会」等で周知した。

◆ K-ねっとの実施スキーム

- 協議会で話し合う内容に困ってる…
- 先進事例を教えてほしい…
- 専門職との連携をどうしたらよい？
- 対応に困っているケースの助言がほしい。 など

自治体・中核機関

①相談 ②助言

K-ねっと（全社協）

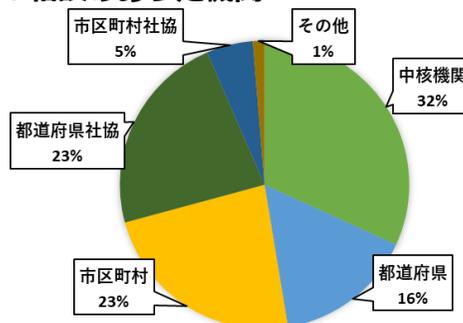
- アドバイザー
 - ・日本弁護士連合会
 - ・成年後見センター・リーガルサポート
 - ・日本社会福祉士会
 - ・自治体職員
 - ・中核機関職員 等
- 専門相談員

連携

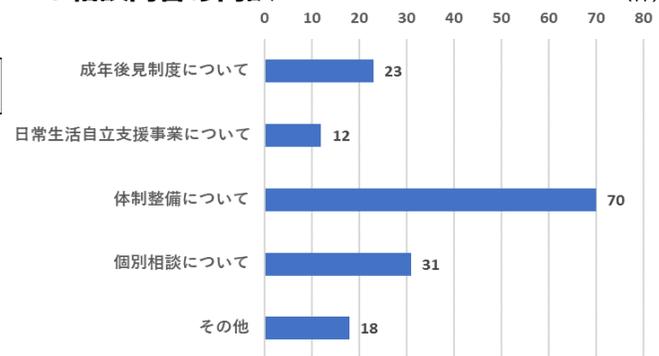
厚生労働省
成年後見制度利用促進室

◆ K-ねっとの相談実績等（令和6年1月末時点）

● 相談のあった機関



● 相談内容の内訳



● 相談内容の主な例

中核機関関係	○ 機能拡大に向けてほかの自治体の取組を知りたい。
協議会関係	○ 協議会でどのような議題を取り扱くと有益な議論ができるか。
市町村計画関係	○ 計画の策定に向けて、家裁と連携している事例を知りたい。
担い手関係	○ 市民後見人養成にあたってバックアップ体制づくりの進め方を教えて欲しい。
利用支援事業関係	○ 交付要綱の対象について、ほかの自治体の基準を知りたい。
市町村長申立て関係	○ 親族調査や意向確認の範囲や、ルールについて教えてほしい。
アドバイザー関係	○ 都道府県アドバイザーの設置に向けて、他都道府県の取り組みを知りたい。 ○ 専門職との連携について、ほかの自治体の取組を知りたい。

成年後見制度利用促進ポータルサイト（成年後見はやわかり）の運営等 各種広報・周知の実施【令和2年度～】

市町村の体制整備の
推進に関する取組

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。
サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット、成年後見利用促進体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- 令和5年度は「47都道府県 中核機関の取組事例集」を作成し、全国の自治体、中核機関、職能団体等に送付。
- 都道府県交流会（全9回。オンライン開催）を開催し、都道府県担当職員・社会福祉協議会職員・アドバイザー等参加者間の交流を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組等の推進。

ポータルサイト閲覧実績：819,578回（令和4年4月～令和5年3月）

◆ サイト名：成年後見はやわかり（URL：https://guardianship.mhlw.go.jp/）



ひとりでは決めることがしんどい人へ/
その人らしい暮らしをいっしょにつくる

成年後見制度

せいねんこうけんせいど

知的障害・精神障害・認知症などによってひとりでは決めることが心配な人の思いを地域みんなで分かち合い、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

ご本人・家族・地域
のみなさまへ



制度の利用に必要な情報を
くわしくお話しします



支援をご検討されている
みなさまへ



あなたにできる支援について
くわしくお話しします



自治体・中核機関の
みなさまへ



体制の整備に役立つ情報を
閲覧・共有できます



動画でわかる成年後見制度
実際の支援・活動の様子を
動画でご紹介します



ダウンロード資料集
パンフレットや小冊子などが
ダウンロードできます



中核機関の取組事例集



任意後見制度、法定後見制度それぞれに、利用している当事者や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載。

活躍している市民後見人、法人後見の担当職員へのインタビューを含む説明動画を掲載。活動内容や意義、活動へのサポート体制を紹介。

検索システムにより、「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

成年後見利用促進体制整備研修、意思決定支援研修資料、講義動画をアップ。

担い手の確保・育成等の推進

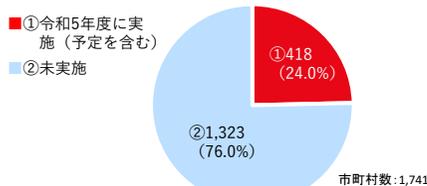
- 中核機関等の整備による権利擁護支援の二ーズの顕在化や認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中、全国どの地域においても専門職後見人のみならず、市民後見人や法人後見による支援が受けられるよう、以下の取組により担い手の確保・育成等の推進を図る。

◆ 市民後見人の育成

- 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、市民後見人養成研修カリキュラムの見直しや、養成研修修了者の活躍策の検討を行う旨、記載されたことを踏まえ、令和4年度老人保健健康増進等事業において、**市民後見人養成のための基本カリキュラムの改訂**を行った。

令和5年度老人保健健康増進等事業では改訂後の基本カリキュラムを踏まえた**市民後見人養成テキストの改訂**や**市民後見人養成研修修了者の活躍の推進方策**の検討を行っており、今後、これらの結果について周知を行う予定。

市民後見人の養成に関する実施状況



市民後見人の養成者数

■ 市民後見人の養成者数合計

2万1,476名 → 2万3,323名
(令和5年4月1日時点までの累計)

うち成年後見人等の受任者数 1,716名 → 1,904名

法人後見の支援員 2,375名 → 2,608名

日常生活自立支援事業の生活支援員 2,881名 → 3,394名
(令和5年4月1日時点)

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある
厚生労働省「令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(令和5年4月1日現在)

◆ 法人後見の担い手の育成

- 令和5年度より、地域生活支援事業費等補助金の対象に都道府県による法人後見養成研修事業を追加するとともに、**令和6年3月の全国担当課長会議等において、都道府県による法人後見養成について取り組んでいただくよう周知**を行った。

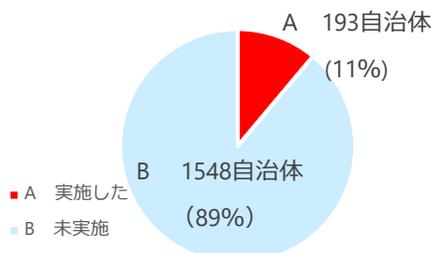
引き続き、都道府県による担い手育成方針の策定や法人後見研修の実施等により法人後見の担い手確保の取組を推進していく。

(参考) 都道府県における法人後見推進のための研修

実施している18自治体 令和5年度中に実施予定4自治体 実施に向けて検討している16自治体

厚生労働省「令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」

法人後見支援事業の実施状況(令和4年度)



市町村が把握している法人後見を実施している法人数の内訳

■ 法人後見を実施している法人数合計

1,136法人 → **1,231法人**※1

うち

市町村社会福祉協議会	712法人 → 770法人 ※2
社会福祉協議会以外の社会福祉法人	32法人 → 40法人
NPO法人	215法人 → 206法人
一般社団法人	101法人 → 113法人
弁護士法人・司法書士法人	56法人 → 71法人
その他	20法人 → 31法人

※1 調査日時点で市町村が把握している法人後見を実施している法人数であることに留意

※2 内訳については、R3から把握

※3 数値は速報値であり、今後変動する可能性がある

厚生労働省「令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(令和5年4月1日現在)

担い手の確保・育成等の推進に係る助成制度

◆ 権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金(介護分))

令和6年度予算案 97億円の内数

成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

(対象)(1)権利擁護人材の養成研修

成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う市民後見人の養成研修

(2)権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

市民後見人からの報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築

◆ 法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助金)

令和6年度予算案 505億円の内数

後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害者の権利擁護を図る。

(対象)(1)法人後見実施のための研修

(2)法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

(3)法人後見の適正な活動のための支援

(4)その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

成年後見制度利用支援事業の推進

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、**成年後見制度利用支援事業の適切な実施を推進。**

◆ 自治体への通知発出及び全国担当課長会議における周知

- 令和5年5月に「**市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について**」※を各都道府県・各市町村あて発出。同事業の対象として、市町村長申立以外の本人申立や親族申立費用及び報酬、生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、後見等監督人が選任される場合の報酬等を含むこと等について検討するよう周知。

※令和5年5月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名事務連絡

- また、令和6年3月開催の全国担当課長会議等において、上記について再度周知を行い、成年後見制度利用支援事業の推進について依頼。

(参考) 成年後見制度に係る申立費用や報酬助成の状況

高齢者関係

n=1,741 / R4.4 1,699自治体 / R5.4 1,708自治体

・申立費用及び報酬両助成あり	1,602自治体・92.0%	→	1,628自治体・93.5%
・申立費用助成のみ	11自治体・0.6%	→	9自治体・0.5%
・報酬助成のみ	86自治体・4.9%	→	71自治体・4.1%
・いずれもなし	42自治体・2.4%	→	33自治体・1.9%

障害者関係

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある
n=1,741 / R4.4 1,703自治体 / R5.4 1,708自治体

・申立費用及び報酬両助成あり	1,605自治体・92.0%	→	1,636自治体・94.0%
・申立費用助成のみ	15自治体・0.9%	→	10自治体・0.6%
・報酬助成のみ	83自治体・4.8%	→	62自治体・3.6%
・いずれもなし	38自治体・2.2%	→	33自治体・1.9%

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R5.4	1,706	1,178	1,143	937	1,708	1,687	1,685	14	1,694
R4.4	1,699	1,116	1,095	880	1,699	1,685	1,683	21	1,678
R3.4	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	23	1,667

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R5.4	1,707	1,183	1,150	904	1,708	1,689	1,686	13	1,695
R4.4	1,702	1,118	1,093	873	1,703	1,686	1,684	16	1,687
R3.4	1,680	1,063	1,030	893	1,681	1,668	1,666	31	1,651

市町村長申立ての適切な実施

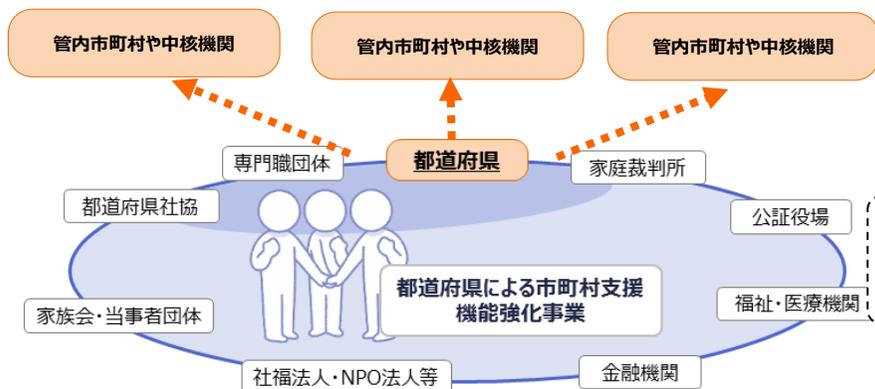
- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、**市町村申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。**

◆ 市町村長申立基準等の周知

- 市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について、事務連絡（※）を発出し、参考となる他の自治体の市町村長申立マニュアルや都道府県・市町村の取組に関する参考事例集等も含め、都道府県交流会等で周知を行った。
※令和5年5月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名事務連絡
- また、令和6年3月開催の全国担当課長会議において、市町村長申立てに関する要綱等の整備や申立基準の原則を踏まえた要綱の見直し等、市町村長申立の適切な実施について改めて周知を行った。

◆ 市町村長申立て業務の実務能力の向上

- 令和4年度から、都道府県が**市町村・中核機関の職員等向けに実施する市町村長申立て業務等の実務能力向上のための研修に対する費用助成を開始。**（「都道府県による市町村支援機能強化事業」成年後見制度利用促進体制整備推進事業：令和6年度予算案7.8億円の内数）



- **都道府県による市町村支援機能強化事業【実施主体：都道府県（委託可）】**

● 担い手育成方針の検討など司法専門職や家裁等との定例的な協議と、市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

<基準額> 1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組（1都道府県あたり最大10,000千円）

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施

②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣

②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

<補助率> 1/2

助成対象は、成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や市町村長申立業務等の実務能力を向上させるための研修等

- **総合的な権利擁護支援策の充実に関する取組について**

持続可能な権利擁護支援モデル事業（令和4・5年度）

事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

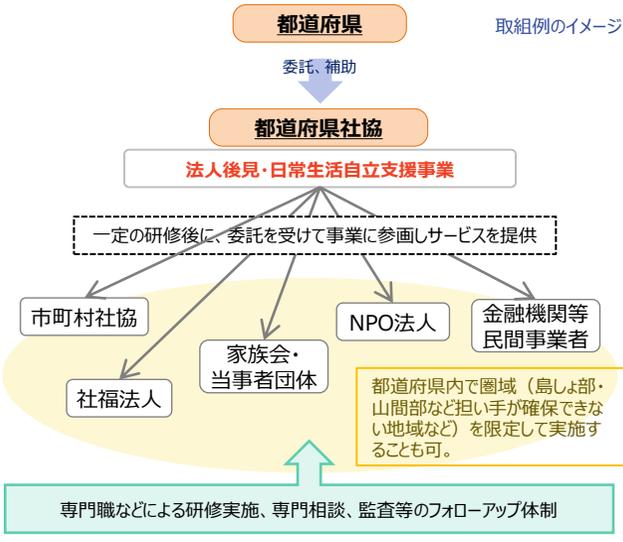
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり5,000千円
<補助率> 3/4

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。



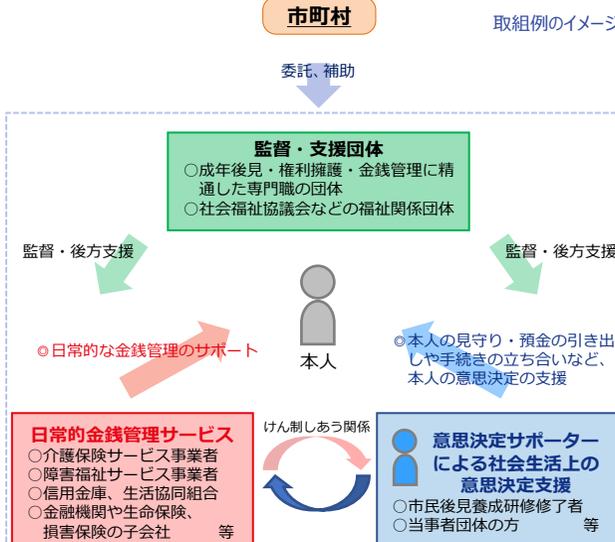
【R4実施自治体】 静岡県、取手市

【R5実施自治体】 静岡県、京都府、宮崎県

② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討



【R4実施自治体】

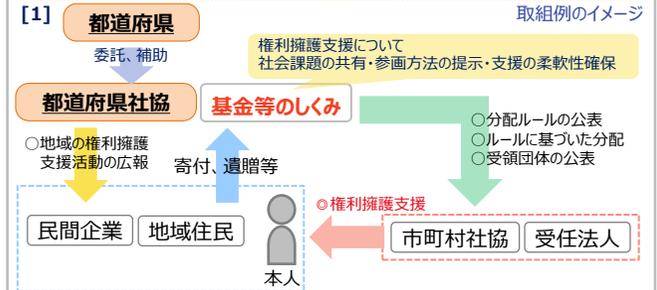
長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町

【R5実施自治体】

長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町、山口市、大川市

③ [1] 寄付等の活用や、[2] 虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

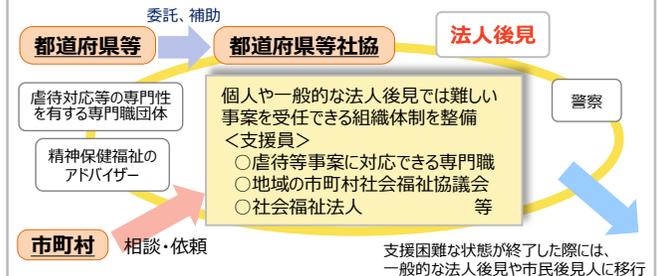
民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組



【R4実施自治体】 長野県

[2] 【R5実施自治体】 -

虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組。



【R4実施自治体】 -

【R5実施自治体】 -

持続可能な権利擁護支援モデル事業研修実施

○ 令和4年度の「持続可能な権利擁護支援モデル事業プレ研修」を参考に、モデル事業を実施する自治体が検討事項や留意点の整理を通じて、事業の実効性を高めることなどを目的として以下の内容を実施。

1. モデル事業実施自治体をはじめ各テーマの事業参画主体を対象とする研修カリキュラム・資料の作成

(1) モデル事業を実施する市町村・都道府県職員等を対象とした研修カリキュラム・資料

(2) モデル事業の事業者等*を対象とする研修カリキュラム・資料 *日常的金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体

2. 「1」で作成した研修カリキュラム・資料を用いた研修の実施

◆ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業研修」実施概要

目的：モデル事業への関心を高めること、モデル事業を実施する自治体が検討事項や留意点の整理を通じて実効性を高めること

形式：オンライン配信（一部録画映像配信）＋後日オンデマンド配信（R6.3.31まで）

対象：自治体職員、社会福祉協議会職員、民間事業者・団体、市民後見人、当事者団体、専門職等

日程	オンデマンド	R5.12.6 モデル事業テーマ②	R5.12.8 モデル事業テーマ②	R6.1.17 モデル事業テーマ③-1	R6.1.18 モデル事業テーマ① テーマ③-2
申込者数	—	395名	396名	268名	335名
ねらい	・持続可能な権利擁護支援モデル事業の全体像の理解	・モデル事業テーマ②に関わる主体（日常的金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体）に求められる役割や留意点の解説、実践報告を通じたモデル事業テーマ②の理解		・寄付等による多様な主体の参画を促すモデル事業テーマ③-1の理解、普及啓発	・法人後見の実践事例・報告を通じたモデル事業テーマ①の理解、公的後見の現状解説を通じたモデル事業テーマ③-2の理解
講義	<ul style="list-style-type: none"> 『テーマ①概要 法人後見、日常生活自立支援事業の取組に民間企業等の参画を促す取組』 『テーマ②概要 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組』 『テーマ③-1概要 寄付等による多様な主体の参画を促す取組』 『テーマ③-2概要 支援困難な事案に都道府県等が関与する取組』 	<ul style="list-style-type: none"> 『意思決定支援の重要性～地域で生活を続けるために～』 『意思決定支援の実践～豊田市報告～』 実践報告（パネルディスカッション形式） 	<ul style="list-style-type: none"> 『身寄りのない方への支援について～最近の動向をふまえて～』 『身寄りのない方への支援と注意すべき観点～法的立場から～』 『意思決定サポーターによる意思決定支援の実践』 『意思決定支援を踏まえた日常的金銭管理』 『事業者・意思決定サポーターへの支援～成年後見制度へのつなぎも意識しながら～』 	<ul style="list-style-type: none"> 『ファンドレイジング等多様な主体の参画を促す取組～』 『モデル事業からの発展～寄付による地域福祉の推進～』 	<ul style="list-style-type: none"> 『公的な関与による後見の必要性、広域で取り組む重要性』 『実践報告と「法人後見の手引き（案）」経過報告』

成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策等調査事業の概要

- 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施する自治体について、モデル事業実施自治体等連絡会の開催やアンケート調査を通じて、モデル事業実施自治体への実践事例の把握（意思決定支援の確保策の把握を含む）、当該取組の拡大に向けて解消すべき課題の整理や効果的方策の検討を実施。
- 令和5年度はこれまでの実践をもとに、具体的な法人後見の業務内容や整えるべき受任体制など実施に当たって必要となる準備や検討事項等について総合的に整理した「都道府県社会福祉協議会による法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」の作成等を実施。

検討委員会

所属・役職（◎：委員長）			
青木 佳史	日弁連高齢者・障害者権利支援センター 副センター長	◎ 永田 祐	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授
安藤 亨	愛知県豊田市福祉部福祉総合相談課 権利擁護支援担当長	中村 健治	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 地域共生社会推進部長
大塚 晃	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク（JDDnet） 副理事長	西川 浩之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
上山 泰	新潟大学 法学部 教授	花俣 ふみ代	公益社団法人 認知症の人と家族の会 副代表理事兼埼玉県支部代表
久保 厚子	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 顧問	星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
櫻田 なつみ	一般社団法人 日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構 理事	水谷 詩帆	全国社会福祉協議会 地域福祉部 副部長
住田 敦子	特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター長	山下 将史	宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室 主査
田邊 寿	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会 事務局長	山野目 章夫	早稲田大学大学院 法務研究科 教授

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」 重点支援自治体取組報告会及び実施自治体等連絡会の開催

- 第二期計画に基づき、総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、厚生労働省では、令和4年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施。
- これに関して、モデル事業実施自治体の拡大に向けた「重点支援自治体取組報告会」及びモデル事業実施自治体間での情報共有とモデル事業に関心のある自治体の情報収集のための「実施自治体等連絡会」を開催。

◆ 重点支援自治体取組報告会

○実施概要（令和5年10月27日開催）

【目的】モデル事業の取組を広げるため、自治体やモデル事業への関与が期待される事業者等へ、取組状況等の情報発信。

【内容】事業概要の説明、モデル事業実施自治体からの取組報告（テーマ①：静岡県、京都府、テーマ②：八尾市、黒潮町、大川市）、ポイント解説

【参加状況】自治体職員、社会福祉協議会職員、民間事業者・団体、市民後見人、当事者団体、専門職等 1,013人

◆ 実施自治体等連絡会

○実施概要

【目的】モデル事業の円滑な推進に向けて、自治体間における取組状況についての情報交換・共有・意見交換等を行うこと。

【対象】モデル事業実施自治体、モデル事業に関心のある自治体等

【開催】令和4年度は、6月～3月開催。原則、毎月第3金曜日10時～（全11回実施）

令和5年度は、5月、7月、9月、11月（2回）、1月、2月に開催（全7回実施）

【参加状況】モデル事業実施自治体 12自治体、事業関係者（社会福祉協議会等）11団体

関心自治体や社会福祉協議会等の参加登録状況 30自治体、10団体

4

- **参考：令和6年度予算案について**

成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

令和6年度当初予算案 11.4億円 (8.1億円) ※()内は前年度当初予算額

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）づくり**」を後押しするとともに、**身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組**も含めた「**新たな権利擁護支援策の構築**」に向けた検討を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実



後犬ちゃん

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれた令和6年度末のKPIの達成に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況

・市町村による中核機関の整備	935市町村	(53.7%)	/1,741市町村
・都道府県による協議会の設置	19都道府県	(40.4%)	/47都道府県

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等について、実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
- 令和6年度は、新たに単身高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施するとともに、これまでのモデル事業の実践等を踏まえた上で、**法人後見の取組に民間事業者等が参画する取組の実施の促進**を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- (1) のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するとともに、**金銭管理が必要な者の将来推計を行うなど新たな支援策構築に向けた調査等事業**に取り組む。



都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

令和6年度当初予算案 **7.8**億円 (4.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**令和6年度末までのKPI達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
(都道府県による協議会の設置：令和4年4月1日現在 19都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるように、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。
(市町村による中核機関の整備：令和4年4月1日現在 935市町村 → 令和6年度末 **全市町村**)

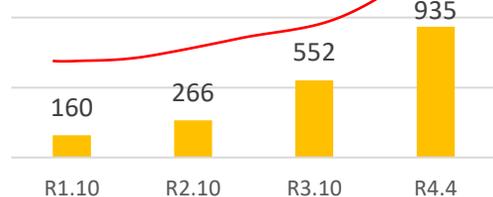
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

－ 事業の実施・関係性のイメージ －

● 中核機関^(※)立ち上げ支援事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
 〈基準額〉600千円
 〈補助率〉1/2
 〈実績〉58市町村 (令和4年度)

(参考) 中核機関の整備状況



※「中核機関」とは、協議会 (関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体) の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制

中核機関未整備
市町村

中核機関整備

中核機関整備済
市町村

コーディネート機能強化

体制整備支援や職員研修の実施、対応困難事案等への支援

都道府県

市町村支援機能強化

(市町村支援機能強化の取組)

○ 中核機関コーディネート機能強化事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
 〈基準額〉1,000千円/取組
 〈補助率〉1/2
 〈実績〉264市町村 (令和4年度)
 (コーディネート機能強化の取組)

- ① 調整体制の強化
- ② 受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化 **新**
- ③ 広域連携の実施

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

〈実施主体〉都道府県 (委託可)
 〈基準額〉1,000千円/必須取組
 4,000千円/加算取組
 (1都道府県あたり最大10,000千円)
 〈補助率〉1/2 〈実績〉41都道府県 (令和4年度)

- 【必須】
- ① 司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
 - ② 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
- 【加算】
- ① 体制整備アドバイザーの配置・派遣
 - ② 相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

市町村

都道府県

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

令和6年度当初予算案 0.8億円 (1.1億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれた令和6年度末までのKPI達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

(都道府県による意思決定支援研修の実施：令和4年4月1日現在 16都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

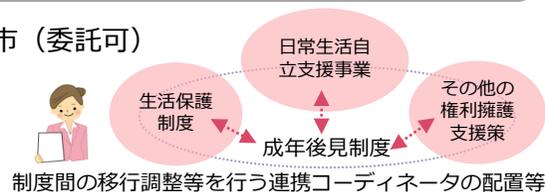
<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
<補助率> 1/2 <実績> 70自治体 (令和4年度)



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化**に取り組む。

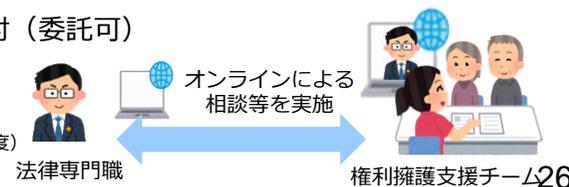
<実施主体> 都道府県、指定都市 (委託可)
<基準額> 5,000千円
<補助率> 1/2
<実績> 10自治体 (令和4年度)



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用**を図る。

<実施主体> 都道府県、市町村 (委託可)
<基準額> 300千円
<補助率> 1/2
<実績> 34自治体 (令和4年度)



令和6年度当初予算案 1.0億円 (98百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例の拡充**を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。
- そのうち**法人後見に関する取組（下図①[1]）**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとに**その実施の促進を図るとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の検証等を行い、その成果を反映して本手引きの成案を得る**。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

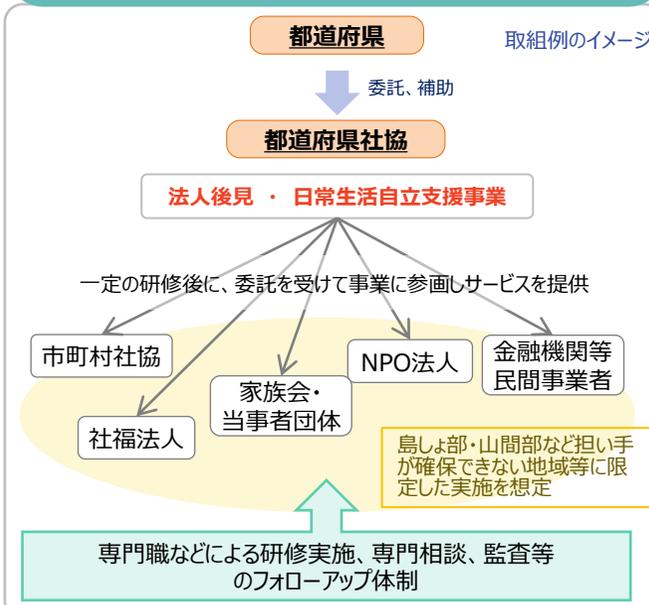
〈実績〉 10自治体（令和4年度）

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円 【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円 【補助率】 1/2

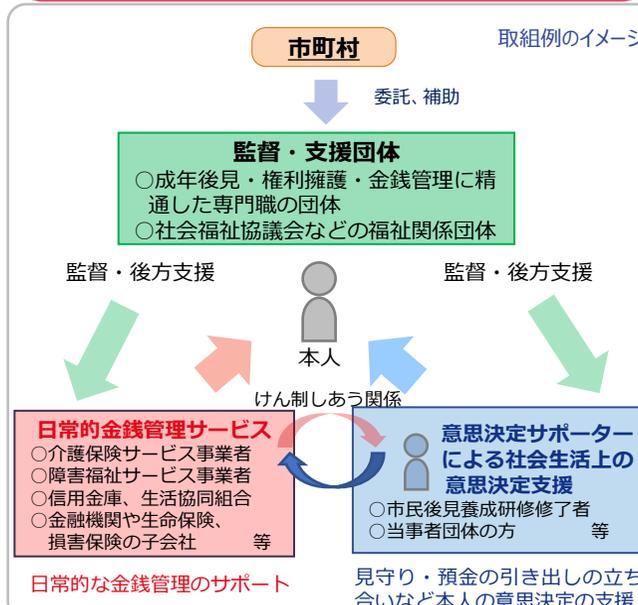
1

- [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- [2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



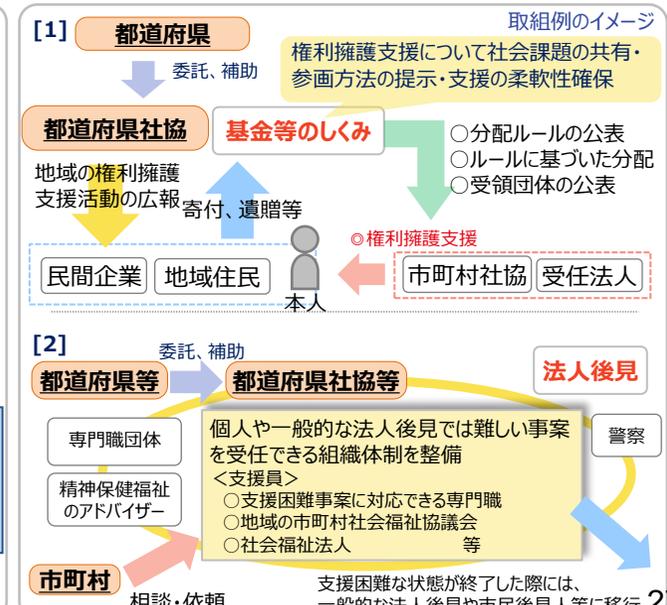
2

- 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



3

- [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
- [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



令和6年度当初予算案 1.0億円の内数(98百万円) ※()内は前年度当初予算額

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】市町村(委託可)

【基準額】1自治体あたり5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認**を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。



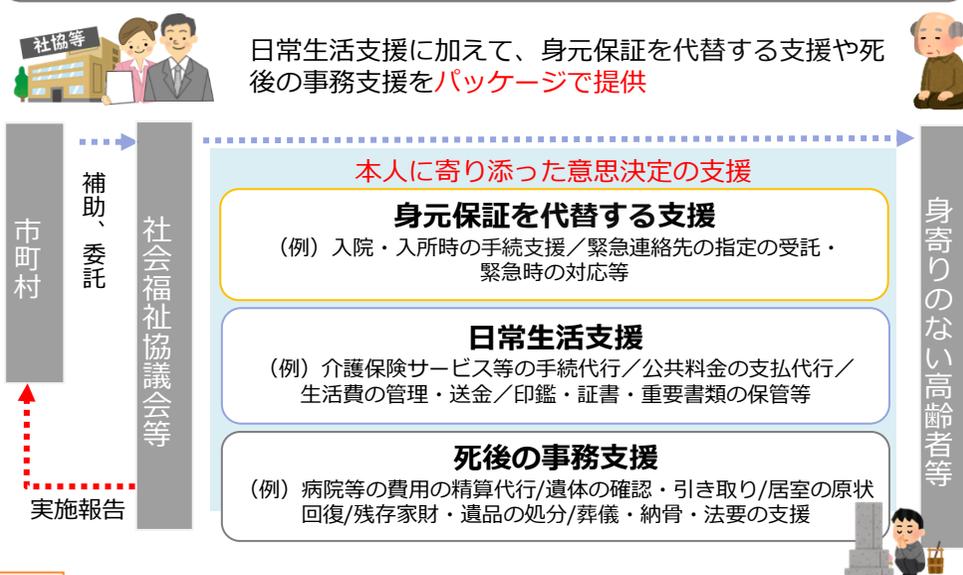
— 単身高齢者等包括支援プラットフォーム —

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分

家賃債務保証など

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



権利擁護人材育成事業

1. 目的

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

2. 事業内容

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・ 成年後見制度の利用に至る前の段階で介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や、成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う「市民後見人」の養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築
- ・ 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

3. 実施主体

都道府県(負担割合:国2/3 都道府県1/3)

4. 令和6年度予算案

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分) **97億円**の内数

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

1. 目的

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用及び成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施に係る費用を交付する。

(1)成年後見制度の利用に要する費用に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
 - ・ 後見人等の報酬

(2)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を実施する団体の紹介等

3. 実施主体

市町村（負担割合：国 38.5／100 都道府県 19.25／100 市町村 19.25／100 1号保険料 23／100）

4. 令和6年度予算案

地域支援事業交付金 1,804億円の内数

障害者に対する成年後見制度関係予算事業について

令和6年度予算案

地域生活支援事業費等補助金505億円の内数

1 成年後見制度利用支援事業

・事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

・実施主体 市町村

2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業

・事業内容

①法人後見養成のための研修

②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

③法人後見の適正な活動のための支援

④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

・実施主体 ①都道府県及び市町村 ②～④市町村

3 成年後見制度普及啓発事業

・事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

・実施主体 都道府県、市町村

成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

3. 実施主体

市町村（補助率：国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内）

4. 令和6年度予算案

地域生活支援事業費等補助金 505億円の内数（令和5年度予算：507億円）

成年後見制度法人後見支援・養成研修事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

（1）法人後見実施のための研修

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施

（2）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

（3）法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

（4）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 実施主体 （1）都道府県及び市町村、（2）～（4）市町村

4. 令和6年度予算案

地域生活支援事業費等補助金 505億円の内数（令和5年度予算：507億円）

成年後見制度普及啓発事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 実施主体

都道府県、市町村

3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

4. 事業創設年度

平成24年度

（平成29年度からは「地域生活支援促進事業」に位置付け）

5. 令和6年度予算案

地域生活支援事業費等補助金505億円の内数（令和5年度予算：507億円）

成年後見制度利用促進関係予算（令和6年度当初予算案）

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定		○市町村計画策定費の地方交付税措置	—	—
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進		○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 ●成年後見制度利用促進体制整備推進事業 7.8億円（4.0億円） ・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等 ○互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業 0.8億円（1.1億円） ・都道府県による意思決定支援研修等、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等との連携強化など ○成年後見制度利用促進体制整備研修 0.5億円（0.6億円） ○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業 1.1億円（1.2億円）	—	—
新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進		●持続可能な権利擁護支援モデル事業 1.0億円（98百万円） ○成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 25百万円（25百万円）	—	—
担い手の確保・育成	市民後見人の育成（養成研修等）	—	○権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円（137億円）の内数）	—
	法人後見の支援（研修、専門職との連携体制整備等）	—	—	○法人後見支援事業・法人後見養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金505億円（507億円）の内数）
成年後見制度利用（申立費用、後見等報酬）の助成		—	○成年後見制度利用支援事業（高齢者）（地域支援事業交付金1,804億円（1,933億円）の内数）	○成年後見制度利用支援事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金505億円（507億円）の内数）
成年後見制度の広報・啓発		—		○成年後見制度普及啓発事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金505億円（507億円）の内数）

※ ●は、拡充。 ()内は、前年度当初予算額

中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和6年度当初予算案）

中核機関

権利擁護支援におけるオンラインの活用

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

権利擁護支援・意思決定支援についての理解の浸透

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

成年後見制度の広報・啓発

- <高齢者>
 - 成年後見制度利用支援事業（地域支援事業交付金）
- <障害者>
 - 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金）

市民後見人の育成・活躍支援

- 権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金）

法人後見の担い手の育成

- 法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金）

地域連携ネットワークの支援機能に対する中核機関のコーディネート機能強化

- 中核機関コーディネート機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
 - …①調整体制の強化（アウトリーチ、有資格者配置等）、②受任者調整の仕組み化・対応困難事案の支援円滑化、③広域連携の実施

中核機関整備・運営、市町村計画の策定 ○ 地方交付税措置

中核機関の立ち上げ

- 中核機関立ち上げ支援事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
 - …立ち上げに向けた検討会の実施、先進地の視察等

権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業

市町村

都道府県

権利擁護支援におけるオンラインの活用

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

意思決定支援研修の実施

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

市民後見人の育成等

- 権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金）

法人後見養成のための研修

- 法人後見養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金）

都道府県による市町村支援、都道府県単位の地域連携ネットワークづくり

- 都道府県による市町村支援機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
 - 【必須】①都道府県協議会の開催、②市町村・中核機関等職員向け研修の実施
 - 【加算】①体制整備アドバイザー配置・派遣、②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業

取組実施

機能強化

運営

体制づくり

取組実施

体制づくり

※ ●は生活困窮者就労準備支援事業等補助金の事業。